

学ぶ輪をみんなで広げよう

10月16日は「教育の日」

市の生涯教育推進本部と教育委員会では「教育の日」を設けて、市民みんなで教育を考え直し、全市民へ教育活動への参加を呼びかけ、教育的風土の醸成につとめることにしました。

今年は10月16日を「教育の日」とし、当日は市民体育館や中央公民館それに商工会館でいろいろな行事が行われます。多くの皆さんの参加をお願いします。

<記念講演など多彩な行事>

◆市内パレード

13:00~14:00
市営球場一栄町一軒町一市役所前

◆記念講演

9:50~11:00
中央公民館

講師！秋田県生涯教育推進本部長
(秋田県知事・小畑勇二郎氏)

◆楽しく学ぶ集い

13:00~15:00
中央公民館

○市民学習祭 ○学びのうた披露
○婦人学級生交流集会

◆楽しく学ぶ集い

14:00~16:00
市民体育館

合唱、器楽演奏、ダンス

◆図画作品展

13:00~16:00
市民体育館

◆発明くふう展(51年度)

13:00~16:00
市民体育館

◆発明くふう展(前年までの優秀作品)

10月15日~18日
大館商工会館

熱心に学ぶ婦人
学級の皆さん



<記念論文を募集します>

「教育の日」第1回設定記念論文を次により広く市民から募集します。

<論文のテーマ>

「私は余暇を利用して
このように学んでいる」
(学んでいる課題はなんでもよい)

<応募資格>

市内に居住する学生以外の市民
(勤労学生は可)

<応募締切> 10月9日(火)

<応募方法>

400字詰原稿用紙5枚程度とし、住所、氏名、年齢、職業を明記して大館市中城20 大館市役所内「大館市生涯教育推進本部事務局」へお送りください。

<賞>

最優秀論文 1編(副賞2万円)
優秀論文 2編(〃1万円)
佳作 3編(〃5千円)

保健婦だより

氷枕の正しい使い方

熱があるとき氷枕や氷枕をするというのは常識のようになっていますが、その効果は局部的に熱をとって不快感をとり除く以外に直接的な治療効果はありません。まず、医師の診察をうけ冷やすことを勧められたら次のことを心得ましょう

- 1、無理に冷やす必要はなく、氷枕を使用する場合は、水を加えますと頭との接着面が平らになります。
- 2、いやがる子どもに無理じいするのはやめましょう。
- 3、あまり高い熱がつづくとうつと頭が悪くなるのではないかと心配する方がいますが、熱そのもので脳炎などの心配はありません。
- 4、赤ちゃんは、首すじをあまり冷やすと呼吸障害を起こすことがありますから、熱がさがったらふつうの枕にかえましょう。

<入選発表および表彰>

10月16日「教育の日」会場(中央公民館)で行います。

市内10地区で敬老会

敬老会は今年も各地区ごとに開かれ、9月1日に下川沿地区がトップを切り、27日の大館地区を最後に市内10地区で盛大に行われました。

市内で70歳以上のお年寄りは、全人口(72,684人)の約5%にあたる3,629人(男・1,401人、女・2,228人)で、長寿のお祝いとして市と県から記念品と祝金が各自に贈られました。

各地区では式典のあと、婦人会の方々が中心となり、お年寄りたちに1日ゆっくり楽しんでもらおうと、民謡や踊りなどのアトラクションが行われ、なかには舞台上上がっていっしょに踊り出すお年寄りも見られるなど、どの会場も笑いのなか、和やかに会の幕を閉じました。

市内の最高齢者は95歳になる次の方です。

- ・福 アグさん (軽井沢) M14・4・29生
- ・石戸谷ミ子さん (榎崎) M14・9・17生
- ・岩沢 ハツさん (常盤木町) M14・10・23生
いつまでも元気に長生きしていただきたいものです。



駅通内地区敬老会

国民年金だより

各種年金の加入期間が つながります

わが国の公的年金制度では、国民年金をはじめ、どの制度でも老齢年金(共済組合では退職年金)を受けるためには、20年又は25年の間加入して保険料をキチンと納めていなければなりません。しかし、長い人生のうちには、いろいろな事情で勤め先が変わったり、職業を変えなければならないこともあり、一つの制度だけでは期間が足りず年金を受けられないという場合もあります。

このようなときは、国民年金や厚生年金あるいは各種共済年金などに加入していた期間をつなぎ合わせて、一定期間以上あれば年金が支給されます。これを通算年金制度と呼んでいます。

この通算年金制度は、加入していたそれぞれの年金制度の加入期間によって計算された額が、それぞれの制度から支給されることになっています。

保険料を前納すると

掛け金が割引されます

国民年金の掛け金は、1年分をまとめて納めることが出来ます。農家の方では秋の米代金、サラリーマンの奥さん方はボーナスのときなどに1年分をまとめて前納しますと、掛け金が割引されるほか、手数がはぶけ、納め忘れの心配もありませんので安心です。

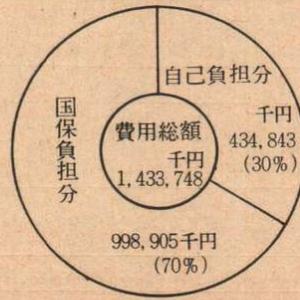
国保情報 No. 18

◆50年度国保事業のあらまし (その3)

8月号、9月号では国保の加入状況、経理状況、賦課状況についてお知らせしましたが、今回は保険給付の状況についてお知らせします。

保険の給付には、病氣やケガをしたとき保険証をもって治療を受けた場合、治療費の3割を自分で負担し、残りの7割は国保から支払われる

「療養の給付」又、旅行中などの急病で保険証なしで治療を受けた場合、一時自費で全額負担し、後で費用の一部を現金で支給される「療養費の給付」そして、被保



険者の療養費負担が一定金額を超えた額を国保から支給する「高額療養費の給付」さらには、お産や育児それに葬祭に対して支給する「その他の給付」があります。

その他の給付を除いた50年度費用総額は、14億3,374万8千円であり、その負担の割合は左の図のとおりです。

	件数	費用額
助産給付	260件	8,840千円
育児手当	257	463
葬祭給付	265	2,650
計	782	11,953

◆高額療養費の改正について

高額療養費とは、同一被保険者が同一月に同一の病院診療所、薬局等に支払った本人負担額が3万9千円を超えた場合は、その超えた額をその人の請求によって支給するという制度です。

この負担額は従前3万円でしたが法令の改正によって8月1日から3万9千円に引上げられましたので、8月1日以降に病院等に支払った額が10万円だとしますと、3万9千円を差引いた6万1千円が支給の対象額となる訳です。なお、詳しいことについては、市役所厚生課国保係へお問い合わせください。

電話42-1212 内線262